

公益財団法人静岡市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市体育協会（以下「この法人」という。）定款第4条の規定に基づいて、この法人の目的達成に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績を収め、他の範となった者の表彰に関することを定める。

(種別)

第2条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 感謝状
- (2) 功労章
- (3) 優秀指導者章
- (4) 優秀選手章、優秀団体章

(受章の資格)

第3条 表彰は次の各号に該当する者で、加盟団体が推薦した者

- (1) 感謝状
 - ア 本会発展のために尽力された者及び団体
 - イ 市民スポーツの普及・振興に尽力された者及び団体
- (2) 功労章

永年にわたり、スポーツの普及・振興につとめ著しく功績があり、この法人の発展のために特に功労のあった者
- (3) 優秀指導者章

本市において、スポーツの指導に当たり、優秀な選手及び団体の指導・強化育成に著しく功績があった者
- (4) 優秀選手章・優秀団体章
 - ア 当該年度の全国大会で優勝又は日本記録を樹立した者及び団体
 - イ 当該年度の権威ある国際競技会(オリンピック・世界大会・アジア大会等)において、本市の名誉を著しく高めた者及び団体

2 各表彰における受章資格、推薦方法等に関する細目については、別に定める。

(選考並びに決定)

第4条 前条により推薦された者及び団体については、審査委員会で選考決定し、理事会において承認を得、評議員会へ報告する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、この法人の会長を委員長とし、副会長、専務理事、常務理事及び各委員会の長をもって組織する。

2 委員本人または委員の親族(民法第725条に掲げるもの)が受章候補者に推薦されている場合、その委員は当該候補者の選考に参加できない。

(受章の取り消し)

第6条 受章後、受章者としてふさわしくない行為のあった場合は、審査委員会の発議により理事会の議決を経て表彰を取り消す場合がある。

附 則

この規程は、平成25年9月13日より施行する。

この規程は、平成26年9月12日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。